

協会の従業員等に係る自主規制処分の不服申立てに関する規則（案）

規則案	行政不服審査法	行政不服審査法施行令
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>（目的） 第 1 条 この規則は、本協会が行う協会の従業 員等に係る自主規制処分に関し、協会員及び協 会員の従業員等からの不服申立てとして、行政 不服審査法（以下「行審法」という。）に基づく 審査請求に準ずる簡易迅速かつ公正な手続を定 めることを目的とする。</p> <p>（適用範囲） 第 2 条 この規則は、本協会が行う協会の従業 員等に係る自主規制処分に関する不服申立てに 適用する。 2 金融商品取引法第 64 条の 5（同法第 66 条の 25 において準用する場合を含む。）に基づく処 分等については、行審法の規定が適用され、本 規則の適用はないものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第一章 総 則</p> <p>（目的等） 第一条 この法律は、行政庁の違法又は 不当な処分その他公権力の行使に当たる 行為に関し、国民が簡易迅速かつ公正な 手続の下で広く行政庁に対する不服申立 てをすることができるための制度を定め ることにより、国民の権利利益の救済を 図るとともに、行政の適正な運営を確保 することを目的とする。</p> <p>2 行政庁の処分その他公権力の行使に 当たる行為（以下単に「処分」とい う。）に関する不服申立てについては、 他の法律に特別の定めがある場合を除 くほか、この法律の定めるところによ る。</p>	

規則案	行政不服審査法	行政不服審査法施行令
<p>(定義) 第3条 この規則において、「自主規制処分」とは、次の各号に掲げるものをいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 「協会の従業員に関する規則」(以下「従業員規則」という。)第12条第1項に規定する不都合行為者の取扱いの決定 2 「協会の外務員の資格、登録等に関する規則」第6条第1項に規定する外務員の職務禁止措置の決定 3 「協会の内部管理責任者等に関する規則」(以下「内部管理責任者規則」という。)第17条第1項に規定する営業責任者の配置禁止措置の決定 4 内部管理責任者規則第18条第1項に規定する内部管理責任者の配置禁止措置の決定 5 「金融商品仲介業者に関する規則」第29条第1項に規定する外務員の職務禁止措置の決定 <p>(不服申立て) 第4条 自主規制処分の名宛人及び当該自主規制処分の対象となった者で、当該自主規制処分に対する不服がある者は、本協会に対して不服申立てを行うことができる。</p>	<p>(処分についての審査請求) 第2条 行政庁の処分に不服がある者は、第四条及び第五条第二項の定めるところにより、審査請求をすることができる。</p> <p>(不作為についての審査請求) 第3条 法令に基づき行政庁に対して処</p>	

規則案	行政不服審査法	行政不服審査法施行令
	<p>分についての申請をした者は、当該申請から相当の期間が経過したにもかかわらず、行政庁の不作為（法令に基づく申請に対して何らの処分をもしないことをいう。以下同じ。）がある場合には、次条の定めるところにより、当該不作為についての審査請求をすることができる。</p> <p>（審査請求をすべき行政庁） 第四条</p> <p>（再調査の請求） 第五条</p> <p>（再審査請求） 第六条 行政庁の処分につき法律に再審査請求をすることができる旨の定めがある場合には、当該処分についての審査請求の裁決に不服がある者は、再審査請求をすることができる。</p> <p>2 再審査請求は、原裁決（再審査請求をすることができる処分についての審査請求の裁決をいう。以下同じ。）又は当該処分（以下「原裁決等」という。）を対象として、前項の法律に定める行政庁に対してするものとする。</p>	

規則案	行政不服審査法	行政不服審査法施行令
<p style="text-align: center;">第2章 不服申立て</p> <p>第1節 審理関係人</p> <p>(審理員)</p> <p>第5条 前条の規定により不服申立てがされた本協会は、本協会に所属する職員のうちから、第3節に規定する審理手続を行う者（以下「審理員」という。）を指名するとともに、その旨を当該不服を申し立てた者（以下「不服申立人」という。）に通知する。ただし、第13条の規定により不服申立てを却下する場合は、この限りでない。</p>	<p>(適用除外)</p> <p>第七条</p> <p>(特別の不服申立ての制度)</p> <p>第八条 前条の規定は、同条の規定により審査請求をすることができない処分又は不作為につき、別に法令で当該処分又は不作為の性質に応じた不服申立ての制度を設けることを妨げない。</p> <p style="text-align: center;">第二章 審査請求</p> <p>第一節 審査庁及び審理関係人</p> <p>(審理員)</p> <p>第九条 第四条又は他の法律若しくは条例の規定により審査請求がされた行政庁（第十四条の規定により引継ぎを受けた行政庁を含む。以下「審査庁」という。）は、審査庁に所属する職員（第十七条に規定する名簿を作成した場合にあっては、当該名簿に記載されている者）のうちから第三節に規定する審理手続（この節に規定する手続を含む。）を行う者を指名するとともに、その旨を審査請求人及び処分庁等（審査庁以外の処分庁等に限る。）に通知しなければならない。ただし、次の各号の</p>	<p style="text-align: center;">第一章 審査請求</p> <p>(審理員)</p> <p>第一条 審査庁は、行政不服審査法（以下「法」という。）第九条第一項の規定により二人以上の審理員を指名する場合には、そのうち一人を、当該二人以上の審理員が行う事務を総括する者として指定するものとする。</p> <p>2 審査庁は、審理員が法第九条第二項各号に掲げる者のいずれかに該当することとなったときは、当該審理員に係る同条第一項の規定による指名を取り消さなければならない。</p>

規則案	行政不服審査法	行政不服審査法施行令
<p>2 前項の規定により指名する審理員の条件は、行審法第9条第2項に準ずるものとする。</p>	<p>いずれかに掲げる機関が審査庁である場合若しくは条例に基づく処分について条例に特別の定めがある場合又は第二十四条の規定により当該審査請求を却下する場合は、この限りでない。</p> <p>一 内閣府設置法第四十九条第一項若しくは第二項又は国家行政組織法第三条第二項に規定する委員会</p> <p>二 内閣府設置法第三十七条若しくは第五十四条又は国家行政組織法第八条に規定する機関</p> <p>三 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百三十八条の四第一項に規定する委員会若しくは委員又は同条第三項に規定する機関</p> <p>2 審査庁が前項の規定により指名する者は、次に掲げる者以外の者でなければならない。</p> <p>一 審査請求に係る処分若しくは当該処分に係る再調査の請求についての決定に関与した者又は審査請求に係る不作為に係る処分に関与し、若しくは関与することとなる者</p> <p>二 審査請求人</p> <p>三 審査請求人の配偶者、四親等内の親族又は同居の親族</p> <p>四 審査請求人の代理人</p>	

規則案	行政不服審査法	行政不服審査法施行令
	<p>五 前二号に掲げる者であった者</p> <p>六 審査請求人の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人</p> <p>七 第十三条第一項に規定する利害関係人</p> <p>3 審査庁が第一項各号に掲げる機関である場合又は同項ただし書の特別の定めがある場合においては、別表第一の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとし、第十七条、第四十条、第四十二条及び第五十条第二項の規定は、適用しない。</p> <p>4 前項に規定する場合において、審査庁は、必要があると認めるときは、その職員（第二項各号（第一項各号に掲げる機関の構成員にあつては、第一号を除く。）に掲げる者以外の者に限る。）に、前項において読み替えて適用する第三十一条第一項の規定による審査請求人若しくは第十三条第四項に規定する参加人の意見の陳述を聴かせ、前項において読み替えて適用する第三</p>	<p>（法第九条第三項に規定する場合の読み替え等）</p> <p>第二条 法第九条第三項に規定する場合においては、別表第一の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とし、前条、第十五条及び第十六条の規定は、適用しない。</p>

規則案	行政不服審査法	行政不服審査法施行令
<p>(総代) 第6条 多数人が共同して不服申立てをしようとするときは、総代を互選することができる。総代については、行審法第11条に準ずるものとする。</p>	<p>十四条の規定による参考人の陳述を聴かせ、同項において読み替えて適用する第三十五条第一項の規定による検証をさせ、前項において読み替えて適用する第三十六条の規定による第二十八条に規定する審理関係人に対する質問をさせ、又は同項において読み替えて適用する第三十七条第一項若しくは第二項の規定による意見の聴取を行わせることができる。</p> <p>(法人でない社団又は財団の審査請求) 第十条</p> <p>(総代) 第十一条 多数人が共同して審査請求をしようとするときは、三人を超えない総代を互選することができる。</p>	<p>(代表者等の資格の証明等) 第三条 審査請求人の代表者若しくは管理人、総代又は代理人の資格は、次条第三項の規定の適用がある場合のほか、書面で証明しなければならない。法第十二条第二項ただし書に規定する特別の委任についても、同様とする。</p> <p>2 審査請求人は、代表者若しくは管理人、総代又は代理人がその資格を失ったときは、書面でその旨を審査庁（審理員が指名されている場合において、審理手続が終結するまでの</p>

規則案	行政不服審査法	行政不服審査法施行令
	<p>2 共同審査請求人が総代を互選しない場合において、必要があると認めるときは、第九条第一項の規定により指名された者（以下「審理員」という。）は、総代の互選を命ずることができる。</p> <p>3 総代は、各自、他の共同審査請求人のために、審査請求の取下げを除き、当該審査請求に関する一切の行為をすることができる。</p> <p>4 総代が選任されたときは、共同審査請求人は、総代を通じてのみ、前項の行為をすることができる。</p>	<p>間は、審理員）に届け出なければならない。</p> <p>3 前二項の規定は、参加人の代表者若しくは管理人又は代理人の資格について準用する。この場合において、第一項中「次条第三項の規定の適用がある場合のほか、書面」とあるのは「書面」と、「第十二条第二項ただし書」とあるのは「第十三条第四項ただし書」と、前項中「審査請求人」とあるのは「参加人」と、「総代又は」とあるのは「又は」と読み替えるものとする。</p>

規則案	行政不服審査法	行政不服審査法施行令
<p>(代理人による不服申立て)</p> <p>第7条 不服申立ては、代理人によってすることができる。代理人による不服申立てについては、行審法第12条に準ずるものとする。</p> <p>(参加人)</p> <p>第8条 不服申立人以外の者であって不服申立てに係る自主規制処分につき利害関係を有するものと認められる者は、審理員の許可を得て、当該不服申立てに参加することができる。当該不服申立てに参加する者（以下「参加人」という。）については、行審法第13条に準ずるものとする。</p>	<p>5 共同審査請求人に対する行政庁の通知その他の行為は、二人以上の総代が選任されている場合においても、一人の総代に対してすれば足りる。</p> <p>6 共同審査請求人は、必要があると認める場合には、総代を解任することができる。</p> <p>(代理人による審査請求)</p> <p>第十二条 審査請求は、代理人によってすることができる。</p> <p>2 前項の代理人は、各自、審査請求人のために、当該審査請求に関する一切の行為をすることができる。ただし、審査請求の取下げは、特別の委任を受けた場合に限り、することができる。</p> <p>(参加人)</p> <p>第十三条 利害関係人（審査請求人以外の者であって審査請求に係る処分又は不作為に係る処分の根拠となる法令に照らし当該処分につき利害関係を有するものと認められる者をいう。以下同じ。）は、審理員の許可を得て、当該審査請求に参加することができる。</p> <p>2 審理員は、必要があると認める場合には、利害関係人に対し、当該審査請</p>	

規則案	行政不服審査法	行政不服審査法施行令
<p>(審理手続の承継) 第9条 不服申立ての目的である自主規制処分に係る権利を承継した者は、不服申立人の地位を承継する。当該地位の承継については、行審法第15条に準ずるものとする。</p>	<p>求に参加することを求めることができる。</p> <p>3 審査請求への参加は、代理人によってすることができる。</p> <p>4 前項の代理人は、各自、第一項又は第二項の規定により当該審査請求に参加する者（以下「参加人」という。）のために、当該審査請求への参加に関する一切の行為をすることができる。ただし、審査請求への参加の取下げは、特別の委任を受けた場合に限り、することができる。</p> <p>(行政庁が裁決をする権限を有しなくなった場合の措置) 第十四条</p> <p>(審理手続の承継) 第十五条 審査請求人が死亡したときは、相続人その他法令により審査請求の目的である処分に係る権利を承継した者は、審査請求人の地位を承継する。</p> <p>2 審査請求人について合併又は分割（審査請求の目的である処分に係る権利を承継させるものに限る。）があったときは、合併後存続する法人その他の社団若しくは財団若しくは合併により設立さ</p>	

規則案	行政不服審査法	行政不服審査法施行令
	<p>れた法人その他の社団若しくは財団又は分割により当該権利を承継した法人は、審査請求人の地位を承継する。</p> <p>3 前二項の場合には、審査請求人の地位を承継した相続人その他の者又は法人その他の社団若しくは財団は、書面でその旨を審査庁に届け出なければならない。この場合には、届出書には、死亡若しくは分割による権利の承継又は合併の事実を証する書面を添付しなければならない。</p> <p>4 第一項又は第二項の場合において、前項の規定による届出がされるまでの間において、死亡者又は合併前の法人その他の社団若しくは財団若しくは分割をした法人に宛ててされた通知が審査請求人の地位を承継した相続人その他の者又は合併後の法人その他の社団若しくは財団若しくは分割により審査請求人の地位を承継した法人に到達したときは、当該通知は、これらの者に対する通知としての効力を有する。</p> <p>5 第一項の場合において、審査請求人の地位を承継した相続人その他の者が二人以上あるときは、その一人に対する通知その他の行為は、全員に対してされたものとみなす。</p>	

規則案	行政不服審査法	行政不服審査法施行令
	<p>6 審査請求の目的である処分に係る権利を譲り受けた者は、審査庁の許可を得て、審査請求人の地位を承継することができる。</p> <p>(標準審理期間)</p> <p>第十六条 第四条又は他の法律若しくは条例の規定により審査庁となるべき行政庁（以下「審査庁となるべき行政庁」という。）は、審査請求がその事務所に到達してから当該審査請求に対する裁決をするまでに通常要すべき標準的な期間を定めるよう努めるとともに、これを定めたときは、当該審査庁となるべき行政庁及び関係処分庁（当該審査請求の対象となるべき処分の権限を有する行政庁であって当該審査庁となるべき行政庁以外のものをいう。次条において同じ。）の事務所における備付けその他の適当な方法により公にしておかなければならない。</p> <p>(審理員となるべき者の名簿)</p> <p>第十七条 審査庁となるべき行政庁は、審理員となるべき者の名簿を作成するよう努めるとともに、これを作成したときは、当該審査庁となるべき行政庁及び関係処分庁の事務所における備付</p>	

規則案	行政不服審査法	行政不服審査法施行令
<p>第2節 不服申立ての手續</p> <p>(不服申立期間)</p> <p>第10条 自主規制処分について不服申立てをすることができる期間については、行審法第18条に準ずるものとする。</p>	<p>けその他の適当な方法により公にしておかなければならない。</p> <p>第二節 審査請求の手續</p> <p>(審査請求期間)</p> <p>第十八条 処分についての審査請求は、処分があったことを知った日の翌日から起算して三月（当該処分について再調査の請求をしたときは、当該再調査の請求についての決定があったことを知った日の翌日から起算して一月）を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。</p> <p>2 処分についての審査請求は、処分（当該処分について再調査の請求をしたときは、当該再調査の請求についての決定）があった日の翌日から起算して一年を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。</p> <p>3 次条に規定する審査請求書を郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特</p>	

規則案	行政不服審査法	行政不服審査法施行令
<p>(不服申立書の提出) 第11条 不服申立ては、行審法第19条に準じた不服申立書を本協会に提出してしなければならない。</p>	<p>定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便で提出した場合における前二項に規定する期間（以下「審査請求期間」という。）の計算については、送付に要した日数は、算入しない。</p> <p>(審査請求書の提出) 第十九条 審査請求は、他の法律（条例に基づく処分については、条例）に口頭であることができる旨の定めがある場合を除き、政令で定めるところにより、審査請求書を提出してしなければならない。</p> <p>2 処分についての審査請求書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一 審査請求人の氏名又は名称及び住所又は居所</p> <p>二 審査請求に係る処分の内容</p> <p>三 審査請求に係る処分（当該処分について再調査の請求についての決定を経たときは、当該決定）があったことを知った年月日</p> <p>四 審査請求の趣旨及び理由</p> <p>五 処分庁の教示の有無及びその内容</p> <p>六 審査請求の年月日</p> <p>3 不作為についての審査請求書には、</p>	<p>(審査請求書の提出) 第四条 審査請求書は、審査請求をすべき行政庁が処分庁等でない場合には、正副二通を提出しなければならない。</p> <p>2 審査請求書には、審査請求人（審査請求人が法人その他の社団又は財団である場合にあっては代表者又は管理人、審査請求人が総代を互選した場合にあっては総代、審査請求人が代理人によって審査請求をする場合にあっては代理人）が押印しなければならない。</p> <p>3 審査請求書の正本には、審査請</p>

規則案	行政不服審査法	行政不服審査法施行令
	<p>次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一 審査請求人の氏名又は名称及び住所又は居所</p> <p>二 当該不作為に係る処分についての申請の内容及び年月日</p> <p>三 審査請求の年月日</p> <p>4 審査請求人が、法人その他の団体若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、審査請求書には、第二項各号又は前項各号に掲げる事項のほか、その代表者若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所又は居所を記載しなければならない。</p> <p>5 処分についての審査請求書には、第二項及び前項に規定する事項のほか、次の各号に掲げる場合においては、当該各号に定める事項を記載しなければならない。</p> <p>一 第五条第二項第一号の規定により再</p>	<p>求人が法人その他の団体又は財団である場合にあつては代表者又は管理人の資格を証する書面を、審査請求人が総代を互選した場合にあつては総代の資格を証する書面を、審査請求人が代理人によって審査請求をする場合にあつては代理人の資格を証する書面を、それぞれ添付しなければならない。</p> <p>4 第一項の規定にかかわらず、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。以下「情報通信技術利用法」という。）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して審査請求がされた場合（審査請求をすべき行政庁が処分庁等でない場合に限る。）には、第一項の規定に従って審査請求書が提出されたものとみなす。</p>

規則案	行政不服審査法	行政不服審査法施行令
<p>(不服申立書の補正) 第12条 不服申立書が前条の規定に違反する場合には、本協会は、相当の期間を定め、その期間内に不備を補正すべきことを求めるものとする。</p>	<p>調査の請求についての決定を経ないで審査請求をする場合 再調査の請求をした年月日</p> <p>二 第五条第二項第二号の規定により再調査の請求についての決定を経ないで審査請求をする場合 その決定を経ないことについての正当な理由</p> <p>三 審査請求期間の経過後において審査請求をする場合 前条第一項ただし書又は第二項ただし書に規定する正当な理由</p> <p>(口頭による審査請求) 第二十条</p> <p>(処分庁等を経由する審査請求) 第二十一条</p> <p>(誤った教示をした場合の救済) 第二十二条</p> <p>(審査請求書の補正) 第二十三条 審査請求書が第十九条の規定に違反する場合には、審査庁は、相当の期間を定め、その期間内に不備を補正すべきことを命じなければならない。</p>	

規則案	行政不服審査法	行政不服審査法施行令
<p>(審理手続を経ないです却下裁決) 第13条 前条の場合において、不服申立人が同条の期間内に不備を補正しないときは、本協会は、次節に規定する審理手続を経ないで、第31条の規定に基づき、裁決で、当該不服申立てを却下することができる。</p> <p>2 不服申立てが不適法であって補正することができないことが明らかなきも、前項と同様とする。</p> <p>(執行の不停止) 第14条 不服申立ては、自主規制処分の効力、自主規制処分の執行又は手続の続行を妨げない。</p>	<p>(審理手続を経ないです却下裁決) 第二十四条 前条の場合において、審査請求人が同条の期間内に不備を補正しないときは、審査庁は、次節に規定する審理手続を経ないで、第四十五条第一項又は第四十九条第一項の規定に基づき、裁決で、当該審査請求を却下することができる。</p> <p>2 審査請求が不適法であって補正することができないことが明らかなきも、前項と同様とする。</p> <p>(執行停止) 第二十五条 審査請求は、処分の効力、処分の執行又は手続の続行を妨げない。</p> <p>2 処分庁の上級行政庁又は処分庁である審査庁は、必要があると認める場合には、審査請求人の申立てにより又は職権で、処分の効力、処分の執行又は手続の続行の全部又は一部の停止その他の措置（以下「執行停止」という。）をとることができる。</p> <p>3 処分庁の上級行政庁又は処分庁のいずれでもない審査庁は、必要があると認める場合には、審査請求人の申立て</p>	

規則案	行政不服審査法	行政不服審査法施行令
	<p>により、処分庁の意見を聴取した上、執行停止をすることができる。ただし、処分の効力、処分の執行又は手続の続行の全部又は一部の停止以外の措置をとることはできない。</p> <p>4 前二項の規定による審査請求人の申立てがあつた場合において、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる重大な損害を避けるために緊急の必要があると認めるときは、審査庁は、執行停止をしなければならない。ただし、公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれがあるとき、又は本案について理由がないとみえるときは、この限りでない。</p> <p>5 審査庁は、前項に規定する重大な損害を生ずるか否かを判断するに当たっては、損害の回復の困難の程度を考慮するものとし、損害の性質及び程度並びに処分内容及び性質をも勘案するものとする。</p> <p>6 第二項から第四項までの場合において、処分の効力の停止は、処分の効力の停止以外の措置によって目的を達することができるときは、することができない。</p> <p>7 執行停止の申立てがあつたとき、又</p>	

規則案	行政不服審査法	行政不服審査法施行令
<p>(不服申立ての取下げ)</p> <p>第15条 不服申立人は、裁決があるまでは、いつでも不服申立てを取り下げることができる。</p> <p>2 不服申立ての取下げは、書面でしなければならない。</p> <p>第3節 審理手続</p> <p>(審理手続の計画的進行)</p> <p>第16条 不服申立人、参加人及び本協会並びに審理員は、簡易迅速かつ公正な審理の実現のため、審理において、相互に協力するとともに、</p>	<p>は審理員から第四十条に規定する執行停止をすべき旨の意見書が提出されたときは、審査庁は、速やかに、執行停止をするかどうかを決定しなければならない。</p> <p>(執行停止の取消し)</p> <p>第二十六条 執行停止をした後において、執行停止が公共の福祉に重大な影響を及ぼすことが明らかとなったとき、その他事情が変更したときは、審査庁は、その執行停止を取り消すことができる。</p> <p>(審査請求の取下げ)</p> <p>第二十七条 審査請求人は、裁決があるまでは、いつでも審査請求を取り下げることができる。</p> <p>2 審査請求の取下げは、書面でしなければならない。</p> <p>第三節 審理手続</p> <p>(審理手続の計画的進行)</p> <p>第二十八条 審査請求人、参加人及び処分庁等（以下「審理関係人」という。）並びに審理員は、簡易迅速かつ公正な</p>	

規則案	行政不服審査法	行政不服審査法施行令
<p>審理手続の計画的な進行を図らなければならない。</p> <p>(弁明書の提出) 第17条 審理員は、相当の期間を定めて、本協会に対し、弁明書の提出を求めるものとする。</p> <p>2 本協会は、前項の弁明書に自主規制処分の内容及び理由を記載する。</p>	<p>審理の実現のため、審理において、相互に協力するとともに、審理手続の計画的な進行を図らなければならない。</p> <p>(弁明書の提出) 第二十九条 審理員は、審査庁から指名されたときは、直ちに、審査請求書又は審査請求録取書の写しを処分庁等に送付しなければならない。ただし、処分庁等が審査庁である場合には、この限りでない。</p> <p>2 審理員は、相当の期間を定めて、処分庁等に対し、弁明書の提出を求めるものとする。</p>	<p>(審査請求書の送付) 第五条 法第二十九条第一項本文の規定による審査請求書の送付は、審査請求書の副本（法第二十二条第三項若しくは第四項又は第八十三条第三項の規定の適用がある場合にあつては、審査請求書の写し。次項において同じ。）によってする。</p> <p>2 前条第四項に規定する場合において、当該審査請求に係る電磁的記録については、審査請求書の副本とみなして、前項の規定を適用する。</p> <p>(弁明書の提出) 第六条 弁明書は、正本並びに当該弁明書を送付すべき審査請求人及び参加人の数に相当する通数の副本を提出しなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、情報通信技術利用法第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁明書が提</p>

規則案	行政不服審査法	行政不服審査法施行令
<p>3 本協会が、次に掲げる書面を保有する場合には、弁明書にこれを添付する。</p> <p>1 「協会の外務員等の処分に係る手続に関する規則」(以下「処分規則」という。)第19条第1項の調書及び同条第3項の報告書</p> <p>2 処分規則第10条第1項に規定する弁明書</p> <p>4 審理員は、本協会から弁明書の提出があったときは、これを不服申立人及び参加人に送付する。</p>	<p>3 処分庁等は、前項の弁明書に、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載しなければならない。</p> <p>一 処分についての審査請求に対する弁明書 処分の内容及び理由</p> <p>二 不作為についての審査請求に対する弁明書 処分をしていない理由並びに予定される処分の時期、内容及び理由</p> <p>4 処分庁が次に掲げる書面を保有する場合には、前項第一号に掲げる弁明書にこれを添付するものとする。</p> <p>一 行政手続法(平成五年法律第八十八号)第二十四条第一項の調書及び同条第三項の報告書</p> <p>二 行政手続法第二十九条第一項に規定する弁明書</p> <p>5 審理員は、処分庁等から弁明書の提出があったときは、これを審査請求人及び参加人に送付しなければならない</p>	<p>出されたものとみなす。</p> <p>3 法第二十九条第五項の規定による弁明書の送付は、弁明書の副本によってする。</p> <p>4 第二項に規定する場合において、当該弁明に係る電磁的記録については、弁明書の副本とみなして、前項の規定を適用する。</p>

規則案	行政不服審査法	行政不服審査法施行令
<p>(反論書等の提出) 第18条 不服申立人は、前条第4項の規定により送付された弁明書に記載された事項に対する反論を記載した書面（以下「反論書」という。）を提出することができる。この場合において、審理員が、反論書を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。</p> <p>2 参加人は、不服申立てに係る事件に関する意見を記載した書面（以下「意見書」という。）を提出することができる。この場合において、審理員が、意見書を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。</p>	<p>い。</p> <p>(反論書等の提出) 第三十条 審査請求人は、前条第五項の規定により送付された弁明書に記載された事項に対する反論を記載した書面（以下「反論書」という。）を提出することができる。この場合において、審理員が、反論書を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。</p> <p>2 参加人は、審査請求に係る事件に関する意見を記載した書面（第四十条及び第四十二条第一項を除き、以下「意見書」という。）を提出することができる。この場合において、審理員が、意見書を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。</p>	<p>(反論書等の提出) 第七条 反論書は、正本並びに当該反論書を送付すべき参加人及び処分庁等の数に相当する通数の副本を、法第三十条第二項に規定する意見書（以下この条及び第十五条において「意見書」という。）は、正本並びに当該意見書を送付すべき審査請求人及び処分庁等の数に相当する通数の副本を、それぞれ提出しなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、情報通信技術利用法第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して反論がされ、又は意見が述べられた場合には、前項の規定に従って反論書又は意見書が提出されたものとみなす。</p> <p>3 法第三十条第三項の規定による反論書又は意見書の送付は、反論書又は意見書の副本によってする。</p> <p>4 第二項に規定する場合において、当該反論又は当該意見に係る電磁的記録については、反論書又は意見書の副本とみなして、前項の規定を適</p>

規則案	行政不服審査法	行政不服審査法施行令
<p>3 審理員は、不服申立人から反論書の提出があったときはこれを参加人及び本協会に、参加人から意見書の提出があったときはこれを不服申立人及び本協会に、それぞれ送付する。</p> <p>(口頭意見陳述)</p> <p>第19条 不服申立人又は参加人の申立てがあった場合には、審理員は、当該申立てをした者に口頭で不服申立てに係る事件に関する意見を述べる機会を与える。当該口頭意見陳述については、行審法第31条に準ずるものとする。</p>	<p>3 審理員は、審査請求人から反論書の提出があったときはこれを参加人及び処分庁等に、参加人から意見書の提出があったときはこれを審査請求人及び処分庁等に、それぞれ送付しなければならない。</p> <p>(口頭意見陳述)</p> <p>第三十一条 審査請求人又は参加人の申立てがあった場合には、審理員は、当該申立てをした者（以下この条及び第四十一条第二項第二号において「申立人」という。）に口頭で審査請求に係る事件に関する意見を述べる機会を与えない。ただし、当該申立人の所在その他の事情により当該意見を述べる機会を与えることが困難であると認められる場合には、この限りでない。</p> <p>2 前項本文の規定による意見の陳述（以下「口頭意見陳述」という。）は、審理員が期日及び場所を指定し、全ての審理関係人を招集してさせるものとする。</p> <p>3 口頭意見陳述において、申立人は、</p>	<p>用する。</p> <p>(映像等の送受信による通話の方法による口頭意見陳述等)</p> <p>第八条 審理員は、口頭意見陳述の期日における審理を行う場合において、遠隔の地に居住する審理関係人があるとき、その他相当と認めるときは、総務省令で定めるところにより、審理員及び審理関係人が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法によって、審理を行うことができる。</p>

規則案	行政不服審査法	行政不服審査法施行令
<p>(証拠書類等の提出)</p> <p>第20条 不服申立人又は参加人は、証拠書類又は証拠物を提出することができる。</p> <p>2 本協会は、自主規制処分の原因となる事実を証する書類その他の物件を提出することができる。</p> <p>3 前2項の場合において、審理員が、証拠書類若しくは証拠物又は書類その他の物件を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。</p> <p>(物件の提出要求)</p> <p>第21条 審理員は、不服申立人若しくは参加人の</p>	<p>審理員の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。</p> <p>4 口頭意見陳述において、審理員は、申立人のする陳述が事件に関係のない事項にわたる場合その他相当でない場合には、これを制限することができる。</p> <p>5 口頭意見陳述に際し、申立人は、審理員の許可を得て、審査請求に係る事件に関し、処分庁等に対して、質問を発することができる。</p> <p>(証拠書類等の提出)</p> <p>第三十二条 審査請求人又は参加人は、証拠書類又は証拠物を提出することができる。</p> <p>2 処分庁等は、当該処分の原因となる事実を証する書類その他の物件を提出することができる。</p> <p>3 前二項の場合において、審理員が、証拠書類若しくは証拠物又は書類その他の物件を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。</p> <p>(物件の提出要求)</p> <p>第三十三条 審理員は、審査請求人若し</p>	

規則案	行政不服審査法	行政不服審査法施行令
<p>申立てにより又は職権で、書類その他の物件の所持人に対し、相当の期間を定めて、その物件の提出を求めることができる。この場合において、審理員は、その提出された物件を留め置くことができる。</p> <p>(参考人の陳述及び鑑定の要求) 第22条 審理員は、不服申立人若しくは参加人の申立てにより又は職権で、相当と認める者に、参考人としてその知っている事実の陳述を求め、又は鑑定を求めることができる。</p> <p>(検証) 第23条 審理員は、不服申立人若しくは参加人の申立てにより又は職権で、必要な場所につき、検証をすることができる。</p> <p>2 審理員は、不服申立人又は参加人の申立てにより前項の検証をしようとするときは、あらかじめ、その日時及び場所を当該申立てをした者に通知し、これに立ち会う機会を与えるものとする。</p>	<p>くは参加人の申立てにより又は職権で、書類その他の物件の所持人に対し、相当の期間を定めて、その物件の提出を求めることができる。この場合において、審理員は、その提出された物件を留め置くことができる。</p> <p>(参考人の陳述及び鑑定の要求) 第三十四条 審理員は、審査請求人若しくは参加人の申立てにより又は職権で、相当と認める者に、参考人としてその知っている事実の陳述を求め、又は鑑定を求めることができる。</p> <p>(検証) 第三十五条 審理員は、審査請求人若しくは参加人の申立てにより又は職権で、必要な場所につき、検証をすることができる。</p> <p>2 審理員は、審査請求人又は参加人の申立てにより前項の検証をしようとするときは、あらかじめ、その日時及び場所を当該申立てをした者に通知し、これに立ち会う機会を与えなければならない。</p>	

規則案	行政不服審査法	行政不服審査法施行令
<p>(参加人及び本協会への質問) 第24条 審理員は、不服申立人若しくは参加人の申立てにより又は職権で、不服申立てに係る事件に関し、不服申立人、参加人及び本協会に質問することができる。</p> <p>(審理手続の計画的遂行) 第25条 審理員は、不服申立てに係る事件について、審理すべき事項が多数であり又は錯綜しているなど事件が複雑であることその他の事情により、迅速かつ公正な審理を行うため、第19条から前条までに定める審理手続を計画的に遂行する必要があると認める場合には、期日及び場所を指定して、不服申立人、参加人及び本協会を招集し、あらかじめ、これらの審理手続の申立てに関する意見の聴取を行うことができる。当該聴取については、行審法第37条に準ずるものとする。</p>	<p>(審理関係人への質問) 第三十六条 審理員は、審査請求人若しくは参加人の申立てにより又は職権で、審査請求に係る事件に関し、審理関係人に質問することができる。</p> <p>(審理手続の計画的遂行) 第三十七条 審理員は、審査請求に係る事件について、審理すべき事項が多数であり又は錯綜しているなど事件が複雑であることその他の事情により、迅速かつ公正な審理を行うため、第三十一条から前条までに定める審理手続を計画的に遂行する必要があると認める場合には、期日及び場所を指定して、審理関係人を招集し、あらかじめ、これらの審理手続の申立てに関する意見の聴取を行うことができる。</p> <p>2 審理員は、審理関係人が遠隔の地に居住している場合その他相当と認める場合には、政令で定めるところにより、審理員及び審理関係人が音声の送受信により通話を行うことができる方法によって、前項に規定する意見の聴取を行うことができる。</p> <p>3 審理員は、前二項の規定による意見の</p>	<p>(通話者等の確認) 第九条 審理員は、法第三十七条第二項の規定による意見の聴取を行う場合には、通話者及び通話先の場所の確認をしなければならない。</p>

規則案	行政不服審査法	行政不服審査法施行令
<p>(不服申立人等による提出書類等の閲覧等)</p> <p>第26条 不服申立人又は参加人は、審理手続が集結するまでの間、審理員に対し、提出書類等(第17条第3項各号に掲げる書面又は第20条第1項若しくは第2項若しくは第21条の規定により提出された書類その他の物件をいう。)の閲覧又はその写しの交付を求めることができる。提出書類等の閲覧又はその写しの交付については、行審法第38条に準ずるものとする。</p> <p>2 本協会は、前項に規定する提出書類等の写しを不服申立人又は参加人に交付する場合、本協会が別に定めるところにより、あらかじめ実費相当額を請求することができる。</p>	<p>聴取を行ったときは、遅滞なく、第三十一条から前条までに定める審理手続の期日及び場所並びに第四十一条第一項の規定による審理手続の終結の予定時期を決定し、これらを審理関係人に通知するものとする。当該予定時期を変更したときも、同様とする。</p> <p>(審査請求人等による提出書類等の閲覧等)</p> <p>第三十八条 審査請求人又は参加人は、第四十一条第一項又は第二項の規定により審理手続が終結するまでの間、審理員に対し、提出書類等(第二十九条第四項各号に掲げる書面又は第三十二条第一項若しくは第二項若しくは第三十三条の規定により提出された書類その他の物件をいう。次項において同じ。)の閲覧(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)にあっては、記録された事項を審査庁が定める方法により表示したものの閲覧)又は当該書面若しくは当該書類の写し若しくは当該電磁</p>	<p>(交付の求め)</p> <p>第十条 法第三十八条第一項の規定による交付の求めは、次に掲げる事項を記載した書面を提出してしなければならない。</p> <p>一 交付に係る法第三十八条第一項に規定する書面若しくは書類(以下「対象書面等」という。)又は交付に係る同項に規定する電磁的記録(以下「対象電磁的記録」という。)を特定するに足りる事項</p> <p>二 対象書面等又は対象電磁的記録について求める交付の方法(次条各号に掲げる交付の方法をいう。)</p> <p>三 対象書面等又は対象電磁的記録について第十四条に規定する送付による交付を求める場合にあっては、その旨</p>

規則案	行政不服審査法	行政不服審査法施行令
	<p>的記録に記録された事項を記載した書面の交付を求めることができる。この場合において、審理員は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は交付を拒むことができない。</p> <p>2 審理員は、前項の規定による閲覧をさせ、又は同項の規定による交付をしようとするときは、当該閲覧又は交付に係る提出書類等の提出人の意見を聴かなければならない。ただし、審理員が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>3 審理員は、第一項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。</p> <p>4 第一項の規定による交付を受ける審査請求人又は参加人は、政令で定めるところにより、実費の範囲内において政令で定める</p>	<p>(交付の方法)</p> <p>第十一条 法第三十八条第一項の規定による交付は、次の各号のいずれかの方法によってする。</p> <p>一 対象書面等の写しの交付にあつては、当該対象書面等を複写機により用紙の片面又は両面に白黒又はカラーで複写したものの交付</p> <p>二 対象電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付にあつては、当該事項を用紙の片面又は両面に白黒又はカラーで出力したものの交付</p> <p>三 情報通信技術利用法第四条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う方法</p> <p>(手数料の額等)</p> <p>第十二条 法第三十八条第四項（同条第六項の規定により読み替えて適用</p>

規則案	行政不服審査法	行政不服審査法施行令
	<p>額の手数料を納めなければならない。</p>	<p>する場合を除く。)の規定により納付しなければならない手数料(以下この条及び次条において「手数料」という。)の額は、次の各号に掲げる交付の方法の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>一 前条第一号又は第二号に掲げる交付の方法 用紙一枚につき十円(カラーで複写され、又は出力された用紙にあつては、二十円)。この場合において、両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を一枚として手数料の額を算定する。</p> <p>二 前条第三号に掲げる交付の方法 同条第一号又は第二号に掲げる交付の方法(用紙の片面に複写し、又は出力する方法に限る。)によってするとしたならば、複写され、又は出力される用紙一枚につき十円</p> <p>2 手数料は、審査庁が定める書面に収入印紙を貼って納付しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。</p> <p>一 手数料の納付について収入印紙によることが適当でない審査請</p>

規則案	行政不服審査法	行政不服審査法施行令
	<p>5 審理員は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、政令で定めるところにより、前項の手数料を減額し、又は免除することができる。</p>	<p>求として審査庁がその範囲及び手数料の納付の方法を官報により公示した場合において、公示された方法により手数料を納付する場合（第三号に掲げる場合を除く。）</p> <p>二 審査庁の事務所において手数料の納付を現金であることが可能である旨及び当該事務所の所在地を当該審査庁が官報により公示した場合において、手数料を当該事務所において現金で納付する場合（次号に掲げる場合を除く。）</p> <p>三 情報通信技術利用法第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して法第三十八条第一項の規定による交付を求める場合において、総務省令で定める方法により手数料を納付する場合</p> <p>(手数料の減免)</p> <p>第十三条 審理員は、法第三十八条第一項の規定による交付を受ける審査請求人又は参加人（以下この条及び次条において「審査請求人等」という。）が経済的困難により手数料を納付する資力がないと認めるときは、同項の規定による交付の求め一</p>

規則案	行政不服審査法	行政不服審査法施行令
	<p>6 地方公共団体（都道府県、市町村及び特別区並びに地方公共団体の組合に限る。以下同じ。）に所属する行政庁が審査庁である場合における前二項の規定の適用については、これらの規定中「政令」とあるのは、「条例」とし、国又は地方公共団体に所属しない行政庁</p>	<p>件につき二千円を限度として、手数料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>2 手数料の減額又は免除を受けようとする審査請求人等は、法第三十八条第一項の規定による交付を求める際に、併せて当該減額又は免除を求める旨及びその理由を記載した書面を審理員に提出しなければならない。</p> <p>3 前項の書面には、審査請求人等が生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第十一条第一項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあつては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあつては当該事実を証明する書面を、それぞれ添付しなければならない。</p> <p>（送付による交付） 第十四条 法第三十八条第一項の規定による交付を受ける審査請求人等は、同条第四項の規定により納付しなければならない手数料のほか送付に要する費用を納付して、対象書面等の写し又は対象電磁的記録に記録</p>

規則案	行政不服審査法	行政不服審査法施行令
<p>(審理手続の併合又は分離) 第 27 条 審理員は、必要があると認める場合には、数個の不服申立てに係る審理手続を併合し、又は併合された数個の不服申立てに係る審理手続を分離することができる。</p> <p>(審理手続の終結) 第 28 条 審理員は、必要な審理を終えたと認めるときは、審理手続を終結するものとする。審理</p>	<p>が審査庁である場合におけるこれらの規定の適用については、これらの規定中「政令で」とあるのは、「審査庁が」とする。</p> <p>(審理手続の併合又は分離) 第三十九条 審理員は、必要があると認める場合には、数個の審査請求に係る審理手続を併合し、又は併合された数個の審査請求に係る審理手続を分離することができる。</p> <p>(審理員による執行停止の意見書の提出) 第四十条 審理員は、必要があると認める場合には、審査庁に対し、執行停止をすべき旨の意見書を提出することができる。</p> <p>(審理手続の終結) 第四十一条 審理員は、必要な審理を終えたと認めるときは、審理手続を終結す</p>	<p>された事項を記載した書面の送付を求めることができる。この場合において、当該送付に要する費用は、総務省令で定める方法により納付しなければならない。</p> <p>2 国に所属しない行政庁が審査庁である場合における前項の規定の適用については、同項中「総務省令で」とあるのは、「審査庁が」とする。</p>

規則案	行政不服審査法	行政不服審査法施行令
<p>手続の終結については、行審法第 41 条に準ずるものとする。</p>	<p>るものとする。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、審理員は、次の各号のいずれかに該当するときは、審理手続を終結することができる。</p> <p>一 次のイからホまでに掲げる規定の相当の期間内に、当該イからホまでに定める物件が提出されない場合において、更に一定の期間を示して、当該物件の提出を求めたにもかかわらず、当該提出期間内に当該物件が提出されなかったとき。</p> <p>イ 第二十九条第二項 弁明書</p> <p>ロ 第三十条第一項後段 反論書</p> <p>ハ 第三十条第二項後段 意見書</p> <p>ニ 第三十二条第三項 証拠書類若しくは証拠物又は書類その他の物件</p> <p>ホ 第三十三条前段 書類その他の物件</p> <p>二 申立人が、正当な理由なく、口頭意見陳述に出頭しないとき。</p> <p>3 審理員が前二項の規定により審理手続を終結したときは、速やかに、審理関係人に対し、審理手続を終結した旨並びに次条第一項に規定する審理員意見書及び事件記録（審査請求書、弁明</p>	<p>(事件記録)</p> <p>第十五条 法第四十一条第三項の政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 審査請求録取書</p>

規則案	行政不服審査法	行政不服審査法施行令
	<p>書その他審査請求に係る事件に関する書類その他の物件のうち政令で定めるものをいう。同条第二項及び第四十三条第二項において同じ。)を審査庁に提出する予定時期を通知するものとする。当該予定時期を変更したときも、同様とする。</p>	<p>二 法第二十九条第四項各号に掲げる書面</p> <p>三 反論書</p> <p>四 意見書</p> <p>五 口頭意見陳述若しくは特定意見聴取、法第三十四条の陳述若しくは鑑定、法第三十五条第一項の検証、法第三十六条の規定による質問又は法第三十七条第一項若しくは第二項の規定による意見の聴取の記録</p> <p>六 法第三十二条第一項又は第二項の規定により提出された証拠書類若しくは証拠物又は書類その他の物件</p> <p>七 法第三十三条の規定による提出要求に応じて提出された書類その他の物件</p> <p>2 前項第五号の「特定意見聴取」とは、審理手続において審理員が次に掲げる規定による意見の聴取を行った場合における当該意見の聴取をいう。</p> <p>一～四十二 (省略)</p> <p>3 法第四十二条第二項の規定による事件記録(審査請求書、弁明書、反論書及び意見書に限る。)の提出</p>

規則案	行政不服審査法	行政不服審査法施行令
<p>(審理員意見書)</p> <p>第 29 条 審理員は、審理手続を終結したときは、遅滞なく、本協会がすべき裁決に関する意見書（以下「審理員意見書」という。）を作成する。</p> <p>2 審理員は、審理員意見書を作成したときは、速やかに、これを事件記録とともに、本協会に提出する。</p>	<p>(審理員意見書)</p> <p>第四十二条 審理員は、審理手続を終結したときは、遅滞なく、審査庁がすべき裁決に関する意見書（以下「審理員意見書」という。）を作成しなければならない。</p> <p>2 審理員は、審理員意見書を作成したときは、速やかに、これを事件記録とともに、審査庁に提出しなければならない。</p> <p>第四節 行政不服審査会等への諮問</p> <p>第四十三条 審査庁は、審理員意見書の提出を受けたときは、次の各号のいずれ</p>	<p>は、審査請求書、弁明書、反論書又は意見書の正本によってする。</p> <p>4 第四条第四項、第六条第二項又は第七条第二項に規定する場合において、当該審査請求、当該弁明、当該反論又は当該意見に係る電磁的記録については、それぞれ審査請求書、弁明書、反論書又は意見書の正本とみなして、前項の規定を適用する。</p> <p>(審理員意見書の提出)</p> <p>第十六条 審理員は、法第四十二条第二項の規定により審理員意見書を提出するときは、事件記録のほか、法第十三条第一項の許可に関する書類その他の総務省令で定める書類を審査庁に提出しなければならない。</p> <p>(審議会等)</p> <p>第十七条 法第四十三条第一項第一号の政令で</p>

規則案	行政不服審査法	行政不服審査法施行令
<p>第4節 裁決</p> <p>(裁決の時期)</p> <p>第30条 本協会は、審理員意見書が提出されたときは、遅滞なく、裁決をする。</p>	<p>かに該当する場合を除き、審査庁が主任の大臣又は宮内庁長官若しくは内閣府設置法第四十九条第一項若しくは第二項若しくは国家行政組織法第三条第二項に規定する庁の長である場合にあっては行政不服審査会に、審査庁が地方公共団体の長（地方公共団体の組合にあっては、長、管理者又は理事会）である場合にあっては第八十一条第一項又は第二項の機関に、それぞれ諮問しなければならない。</p> <p>一～八(省略)</p> <p>2 前項の規定による諮問は、審理員意見書及び事件記録の写しを添えてしなければならない。</p> <p>3 第一項の規定により諮問をした審査庁は、審理関係人（処分庁等が審査庁である場合にあっては、審査請求人及び参加人）に対し、当該諮問をした旨を通知するとともに、審理員意見書の写しを送付しなければならない。</p> <p>第五節 裁決</p> <p>(裁決の時期)</p> <p>第四十四条 審査庁は、行政不服審査会等から諮問に対する答申を受けたとき</p>	<p>定めるものは、次のとおりとする。</p> <p>一～十七(省略)</p> <p>2 法第四十三条第一項第二号の政令で定めるものは、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第十条に規定する認証審査参与員とする。</p>

規則案	行政不服審査法	行政不服審査法施行令
<p>(自主規制処分についての不服申立ての却下又は棄却)</p> <p>第31条 自主規制処分についての不服申立てが第10条で定める不服申立期間の経過後にされたものである場合その他本協会の規則に違反している場合には、本協会は、裁決で当該不服申立てを却下する。</p> <p>2 自主規制処分についての不服申立てが理由がない場合には、本協会は、裁決で当該不服申立てを棄却する。</p>	<p>(前条第一項の規定による諮問を要しない場合(同項第二号又は第三号に該当する場合を除く。))にあつては審理員意見書が提出されたとき、同項第二号又は第三号に該当する場合にあつては同項第二号又は第三号に規定する議を経たときは、遅滞なく、裁決をしなければならない。</p> <p>(処分についての審査請求の却下又は棄却)</p> <p>第四十五条 処分についての審査請求が法定の期間経過後にされたものである場合その他不適法である場合には、審査庁は、裁決で、当該審査請求を却下する。</p> <p>2 処分についての審査請求が理由がない場合には、審査庁は、裁決で、当該審査請求を棄却する。</p> <p>3 審査請求に係る処分が違法又は不当ではあるが、これを取り消し、又は撤廃することにより公の利益に著しい障害を生ずる場合において、審査請求人の受ける損害の程度、その損害の賠償又は防止の程度及び方法その他一切の事情を考慮した上、処分を取り消し、又は撤廃することが公共の福祉に適合しないと認めるときは、審査庁は、裁</p>	

規則案	行政不服審査法	行政不服審査法施行令
<p>(自主規制処分についての審査請求の認容)</p> <p>第32条 自主規制処分についての不服申立てが理由がある場合には、本協会は、裁決で、当該自主規制処分の全部若しくは一部を取り消し、又はこれを変更する。</p>	<p>決で、当該審査請求を棄却することができる。この場合には、審査庁は、裁決の主文で、当該処分が違法又は不当であることを宣言しなければならない。</p> <p>(処分についての審査請求の認容)</p> <p>第四十六条 処分（事実上の行為を除く。以下この条及び第四十八条において同じ。）についての審査請求が理由がある場合（前条第三項の規定の適用がある場合を除く。）には、審査庁は、裁決で、当該処分の全部若しくは一部を取り消し、又はこれを変更する。ただし、審査庁が処分庁の上級行政庁又は処分庁のいずれでもない場合には、当該処分を変更することはできない。</p> <p>2 前項の規定により法令に基づく申請を却下し、又は棄却する処分の全部又は一部を取り消す場合において、次の各号に掲げる審査庁は、当該申請に対して一定の処分をすべきものと認めるときは、当該各号に定める措置をとる。</p> <p>一 処分庁の上級行政庁である審査庁 当該処分庁に対し、当該処分をすべき旨を命ずること。</p>	

規則案	行政不服審査法	行政不服審査法施行令
	<p>二 処分庁である審査庁 当該処分をすること。</p> <p>3 前項に規定する一定の処分に関し、第四十三条第一項第一号に規定する議を経るべき旨の定めがある場合において、審査庁が前項各号に定める措置をとるために必要があると認めるときは、審査庁は、当該定めに係る審議会等の議を経ることができる。</p> <p>4 前項に規定する定めがある場合のほか、第二項に規定する一定の処分に関し、他の法令に関係行政機関との協議の実施その他の手続をとるべき旨の定めがある場合において、審査庁が同項各号に定める措置をとるために必要があると認めるときは、審査庁は、当該手続をとることができる。</p> <p>第四十七条 事実上の行為についての審査請求が理由がある場合（第四十五条第三項の規定の適用がある場合を除く。）には、審査庁は、裁決で、当該事実上の行為が違法又は不当である旨を宣言するとともに、次の各号に掲げる審査庁の区分に応じ、当該各号に定める措置をとる。ただし、審査庁が処分庁の上級行政庁以外の審査庁である場</p>	

規則案	行政不服審査法	行政不服審査法施行令
<p>(不利益変更の禁止) 第 33 条 前条の場合において、本協会は、不服申立人の不利益に当該自主規制処分を変更することはできない。</p> <p>(裁決の方式) 第 34 条 裁決は、本協会が記名押印した裁決書により行う。当該裁決書に記載する事項については、行審法第 50 条に準じるものとする。</p>	<p>合には、当該事実上の行為を変更すべき旨を命ずることはできない。</p> <p>一 処分庁以外の審査庁 当該処分庁に対し、当該事実上の行為の全部若しくは一部を撤廃し、又はこれを変更すべき旨を命ずること。</p> <p>二 処分庁である審査庁 当該事実上の行為の全部若しくは一部を撤廃し、又はこれを変更すること。</p> <p>(不利益変更の禁止) 第四十八条 第四十六条第一項本文又は前条 の場合において、審査庁は、審査請求人の不利益に当該処分を変更し、又は当該事実上の行為を変更すべき旨を命じ、若しくはこれを変更することはできない。</p> <p>(不作為についての審査請求の裁決) 第四十九条</p> <p>(裁決の方式) 第五十条 裁決は、次に掲げる事項を記載し、審査庁が記名押印した裁決書によりしなければならない。</p> <p>一 主文 二 事案の概要</p>	

規則案	行政不服審査法	行政不服審査法施行令
<p>(裁決の効力発生)</p> <p>第 35 条 裁決は、不服申立人に送達された時に、その効力を生ずる。</p> <p>2 裁決の送達は、送達を受けるべき者に裁決書</p>	<p>三 審理関係人の主張の要旨</p> <p>四 理由（第一号の主文が審理員意見書又は行政不服審査会等若しくは審議会等の答申書と異なる内容である場合には、異なることとなった理由を含む。）</p> <p>2 第四十三条第一項の規定による行政不服審査会等への諮問を要しない場合には、前項の裁決書には、審理員意見書を添付しなければならない。</p> <p>3 審査庁は、再審査請求をすることができる裁決をする場合には、裁決書に再審査請求をすることができる旨並びに再審査請求をすべき行政庁及び再審査請求期間（第六十二条に規定する期間をいう。）を記載して、これらを教示しなければならない。</p> <p>(裁決の効力発生)</p> <p>第五十一条 裁決は、審査請求人（当該審査請求が処分の相手方以外の者のしたものである場合における第四十六条第一項及び第四十七条の規定による裁決にあっては、審査請求人及び処分の相手方）に送達された時に、その効力を生ずる。</p> <p>2 裁決の送達は、送達を受けるべき者</p>	

規則案	行政不服審査法	行政不服審査法施行令
<p>の謄本を送付することによってする。ただし、本協会が、不服申立ての手續において不服申立人から提出された不服申立書等の書類に記載された住所又は居所宛に発送したにもかかわらず到達しなかった場合は、当該発送時に送達されたものとみなす。</p> <p>3 本協会は、裁決書の謄本を参加人に送付する。</p> <p>(証拠書類の返還)</p> <p>第 36 条 本協会は、裁決をしたときは、速やかに、第 20 条第 1 項又は第 2 項の規定により提出された証拠書類若しくは証拠物又は書類その他</p>	<p>に裁決書の謄本を送付することによってする。ただし、送達を受けるべき者の所在が知れない場合その他裁決書の謄本を送付することができない場合には、公示の方法によってすることができる。</p> <p>3 公示の方法による送達は、審査庁が裁決書の謄本を保管し、いつでもその送達を受けるべき者に交付する旨を当該審査庁の掲示場に掲示し、かつ、その旨を官報その他の公報又は新聞紙に少なくとも一回掲載してするものとする。この場合において、その掲示を始めた日の翌日から起算して二週間を経過した時に裁決書の謄本の送付があったものとみなす。</p> <p>4 審査庁は、裁決書の謄本を参加人及び処分庁等（審査庁以外の処分庁等に限る。）に送付しなければならない。</p> <p>(裁決の拘束力)</p> <p>第五十二条</p> <p>(証拠書類の返還)</p> <p>第五十三条 審査庁は、裁決をしたときは、速やかに、第三十二条第一項又は第二項の規定により提出された証拠書</p>	

規則案	行政不服審査法	行政不服審査法施行令
<p>の物件及び第 21 条の規定による提出要求に応じて提出され書類その他の物件をその提出人に返還する。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行し、同日以後の自主規制処分から適用する。</p>	<p>類若しくは証拠物又は書類その他の物件及び第三十三条の規定による提出要求に応じて提出された書類その他の物件をその提出人に返還しなければならない。</p> <p>第三章 再調査の請求 (第五十四条～第六十一条)</p> <p>第四章 再審査請求 (第六十二条～第六十六条)</p> <p>第五章 行政不服審査会等 (第六十七条～第八十一条)</p> <p>第六章 補則 (第八十二条～第八十七条)</p>	<p>第二章 再調査の請求 (第十八条)</p> <p>第三章 再審査請求 (第十九条)</p> <p>第四章 行政不服審査会 (第二十条～第二十五条)</p> <p>第五章 補則 (第二十六条～第二十七条)</p>